

宇部市立小中学校の新型コロナウイルス感染症に対応した熱中症対策

(文部科学省 熱中症事故の防止について【R2.5.27 付】参照)

令和2年6月18日

宇部市教育委員会

1 宇部市教育委員会の考え方

猛暑が予想される6月～9月において、児童生徒は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために常時マスクを着用することや、学力保障の観点から夏休みを短縮することなどから、これまで以上に熱中症対策に最大限の注意を払い、児童生徒の健康を確保する。

2 熱中症対策の内容

(1) 水分等の補給

○授業中においても給水タイム等を設けるなど、常時、適切な水分補給をする。(水筒の複数持参等による必要に応じた水分や塩分の補給)

※宇部市の水道水は、水道法で定められている水質基準項目(50項目)すべてに適合しており、また粉末活性炭処理を行い、異臭味を取り除き、おいしい水づくりに努めているため、直結水道の蛇口からそのまま飲料水として活用できる。

(2) 学校施設のエアコン使用

○エアコン設定温度 原則28℃

※急に暑くなり体が暑さに慣れていない時や、気温が高くなくても湿度等により「暑さ指数」が25℃を超えた時などは、児童生徒がマスクを着用していることも考慮し、臨時にエアコンを使用する、設定温度を下げて使用するなど、柔軟に対応する。

○エアコン使用の際の換気

・授業中 2方向の窓を同時にそれぞれ1か所ずつ10センチ程度開放(換気の悪い教室は扇風機を使用)

・授業後 すべての窓を全開し換気

※換気方法等については、必要に応じて学校薬剤師と相談する。

(3) マスクの着用

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基本的には常時マスクを着用する。ただし、児童生徒個々の体調や暑さで息苦しいと感じた場合、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合などは、マスクを外すよう指導する。その際には、換気や児童生徒の間隔を十分確保するよう配慮する。

○児童生徒が他者と十分な身体的距離を確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。

○気温・湿度が高い時間帯の登下校時や自転車通学時、体育の授業及び部活動等でのマスクの着用は必要ない。ただし、感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分確保する。

3 配慮事項

(1) 気象状況等や学校施設(普通教室、特別教室、体育館等)におけるエアコンの有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒の健康確保に十分配慮する。観察や見学等、屋外で行う学習は、時間短縮や水分補給などの十分な対策をとったうえで実施する。

(2) 熱中症事故の危険性が高い気象状況の場合は、校長会と教育委員会が協議し、一斉の午前中授業や臨時休校等の措置を検討する。(学校教育法施行規則第63条「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、校長は臨時に授業を行わないことができる。)

【参考資料】

○文部科学省

平成31年3月改訂「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

令和2年5月21日付「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」

令和2年5月22日付「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理
マニュアル～『学校の新しい様式』～」

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

平成26年3月 「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

平成31年3月 「熱中症対応フロー」

○環境省

熱中症予防情報サイト

平成30年3月改訂「熱中症環境保健マニュアル2018」